

多様な子ども・若者の意見を聴く在り方及び子どもの意見反映に関する 行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究 ガイドラインを検討するための有識者会議（第3回）議事要旨

日時	2024年2月2日（金） 10:00~12:00
場所	Microsoft teams 会議
出席者	<p>（委員）</p> <p>掛川 亜季 弁護士</p> <p>片岡 一樹 尼崎市立ユース交流センター センター長</p> <p>郡司 日奈乃 千葉大学大学院人文公共学府 博士後期課程 人文公共学専攻公共学コース1年 千葉市子ども基本条例検討委員会 委員 一般社団法人 Spice 代表理事</p> <p>林 大介 浦和大学 社会学部 准教授</p> <p>吉岡 直 新潟市子ども未来部子ども政策課 係長（主幹）</p> <p>加藤 朱明子 長官官房 総合政策担当参事官付 子ども意見係 専門官</p> <p>遠藤 輝人 長官官房 総合政策担当参事官付 子ども意見係</p> <p>西崎 萌 長官官房 総合政策担当参事官付 子ども意見係</p>
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 行政職員向けガイドライン案に対する意見</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 自由討議</p> <p>3. 閉会</p>
配布資料	<p>1. ガイドライン第1章・第2章（案）</p> <p>2. ガイドライン第3章骨子</p>

議事概要

1. 開会

2. 議事

事務局から配布資料について及び事前説明時の委員からの指摘事項についての反映状況の説明を行った。主な説明事項は以下の通り。

- 第2章事前準備の保護者の同意について、「責任あるおとなの同意が基本的に必要」とし、脚注で保護者同意を参加の前提とする意見表明がづらい場合があることを付記した。（事務局）
- 第3章の声を聴かれにくい子ども・若者の例について、令和5年度調査研究に基づくものであるという説明を記載する。また、調査対象ではなかったものの、委員から指摘があった地震等に被災した子ども・若者やトーマ横キッズやグリ下等に集まる子ども・若者等、特定の属性にかかわらず声を聴かれにくい子ども・若者については「特

定の属性にかかわらず、家庭や地域に安心できる居場所がない子ども・若者や、災害、事故、犯罪に遭った子ども・若者等も声を聴かれるべきだが聴かれにくいことがある」という内容を追記する予定である。（事務局）

参加委員による討論が行われた。主な意見と回答は以下の通り（順不同）

第 3 章については作成中の文案を確認しながら議論を行った。

（1）行政職員向けガイドライン（案）に対する意見

- 保護者の関わりに関する FAQ に、「責任あるおとなの同意」という表現がある。これは、子ども家庭庁が「子ども若者☆いけんぶらす」で使用している表現ということだが、具体的にどのような人を想定しているのか。
 - 児童養護施設の施設長や後見人などを想定している。
 - それであれば「保護者」に含まれると解釈できる。例えば、「虐待を受けている子どもが施設に入所していて、その施設に不満がある」という状況を想定した時、施設長や養育者の許可がないと意見表明ができないようでは権利が守られていると言えないのではないか。また、子ども食堂に来ている子どもがそこで意見を表明しようとした時に、毎回保護者の同意が前提として求められるのは現実的ではない。顔写真の公表などには保護者等の許可が必要だと思うが、意見の表明とは分けて記載した方が良いのではないか。
 - 参加の決定、意見の公表、写真の公表を同列に記載しているが、対応を書き分けることを検討したい。（事務局）
 - 参加決定、意見表明と写真の公表の扱いは別で良いと思う。また、「保護者等」と記載してあれば行政職員にはどのような人を想定しているのかイメージできるだろう。児童養護施設の施設長や後見人と明記すると却って狭く解釈されるおそれがあるため、「保護者等」の表記が良いのではないか。
 - 子どもの意見や顔写真の掲載におとなの許可が必要な理由・根拠はなにか？
 - ・ プライバシーや肖像権等に対して、本人は良いと言っているが、子どもの発達のために保護者が良くないと判断する可能性はある。発達段階にもよるが、子どもだけで判断すると危険な場合がある。
 - ・ どこから子どもだけの判断を認めるのかは年齢ではなく発達段階に応じて考えるということか。
 - ・ 発達段階に応じてだが、実際の運用上は年齢で判断されていると思われる。
- 自然災害の時等、緊急時に子どもの声が聴かれにくくなることもある。おとなが子どものためを思ってすることで、緊急時にも子どもの声が聴かれる必要があり、今後取り組むべき課題だと考える。災害は「自然災害」とした方が令和 6 年能登半島地震等の災害を想起しやすいのではないか。また、自然災害に限らず、コロナに関する施策についても、子どもの声が聴かれ、反映されていたのか疑問である。「緊急時だから子どもの声を聞かなくても仕方ない」とならないようにしたい。
 - 私もコロナの施策検討では子どもの声が十分には聴かれていなかったと感じている。コロナと明記するかは議論があると思うが、自然災害だけではコロナのことが想起されないので、分かるように言及した方が良いと考える。
- 次年度以降に児童福祉法の改正で、一時保護所や児童養護施設等への入所措置に関しても子どもの意見表明等支援事業の実施が努力義務化される。本ガイドラインの意見反映と関連するため整理してガイドラインに書き込めないか。「意見表明等支援員」（アドボケート）の配置に取り組むことも意見表明支援に含まれるという趣旨の言及をすることも考えられる。
 - 具体的にガイドラインのどこに書き込むことが良いか。（事務局）
 - 個別ケースの意見反映と政策に対する意見反映が混在しないようにしたい。

- 第1章「はじめに」で、なぜ意見を聴くことが大切なのかと書かれているので、個別コース対応としてコラムで書くことが考えられる。政策との繋がりを理解してもらおうと共に、「第2, 第3章で書かれていることに取り組むにあたってはアドボケイトも参考にできる」ということを追記してはどうか。
- 第2章5「企画する」で「こども・若者の意見表明をサポートする人材や役割」にこどもアドボケイトが既に言及されている。アドボケイトはまだ認知度が低いいため、行政職員向けにアドボケイトという存在がいること、職員が直接聴取することが難しい場合の一手段として活用できることに言及してはどうか。
- 「どの程度意志の表出ができるか」という表現について、「意志」は文脈を考えると「意思」や「意見」が適切なように感じる。
 - 令和5年度調査研究において、有識者ヒアリングで聞き取りをした内容に基づいた記載である。「“いし”の表出」という音で聞き取ったものであるが、ご指摘の通り「意見」とした方が適切かもしれない。発言者に確認する。（事務局）
- 「性的マイノリティのこども・若者」に関して、「本人の意思を尊重し、支援や相談機関につながる情報を伝えることが望ましい」という表現は一般的には正しいと思うが、意見表明の文脈で紋切型で対応を示すことが適切か疑問である。
 - 支援や相談機関に繋げる際には本人の意思を尊重すべきという意図であった。誤解を与える表現になっているので書きぶりの修正で対応したい。（事務局）
- ガイドラインの中で「提供」という言葉が19回出てくる。特に「機会を提供」という表現があり、おとなが「チャンスが来たよ」とこども・若者に対して上から目線で言っているように感じる。おとなもこどもと一緒に社会をつくっていくパートナーだと考えるはずにもかかわらず、上から与えるものかのような表現を用いるのはいかがなものか。本来声をあげる機会は日常の中にあるべきだと思うが、それが当たり前でないからこそ非日常の機会で声を聴いているということが浮き彫りになっているように感じる。
 - 言葉の使い方は慎重に考えるべきというのは指摘の通りである。「機会を与える」という表現は避けたのだと思うが、確かに「機会を提供」でも上からに見えてしまう。例えば「これまでの意見表明の機会の提供方法を見直し」は「これまでの意見表明のあり方を見直し」など表現を変えてはどうか。
 - 行政側もこれまであまり意識してこなかったことなので、「一緒に作る」「機会を設ける」といった表現にすると良いかもしれない。
 - 「機会を提供する」は見出しにも登場する表現であり、影響が大きい。具体的な修正案があれば意見をいただきたい。（事務局）
 - 論文では「機会の保障」という表現をすることがある。
 - これまで取り組んでこなかった行政職員向けのガイドラインと考えると、新たに取り組むことを想定した表現の方が自然な印象を受ける。
 - 尼崎では「共創する」という表現を使っている。
 - 「設ける」、「作る」、「創る」、「つくる」という表現がアクションに繋がりがやすいと思うので、その方向で検討したい。（事務局）
- 「虐待を受けるまたは受けたことがあるこども・若者」に「こどもが親への秘密を持つことを避け」という表現があるが、こどもが親に秘密を持つことは当たり前のことであって、それを避けるべきだと誤解を与えるのではないか。ここで力点を置きたいことは、むしろ「こどもが親へ隠し事をしたり、嘘をつかずにすむように配慮することが必要」のはずのため、「秘密を持つことを避け」という表現は削除してはどうか。

- 指摘の通りである。該当表現は削除する。(事務局)
- 掲載を想定している事例案について、声をあげにくい子どもからの意見聴取について、誰がどのような立場の人に対して何のためにどのように意見を聴き、何に反映されたのかが具体的に分かる行政職員としてはありがたい。
 - 原案の事例は、どういう対象から、どういう意見を聴いて、行政の施策にどう活かしたのかが読み取れなかった。へき地に住む子どもに、何を聞いて、どんなことに反映されたのかが分かりにくい。
 - アンケートの回答部署と事業の実施部署が別という事情もある。現在、ガイドラインへの掲載可否の検討とあわせて詳細確認中である。許可が得られたらご指摘の点を踏まえて事例を記載する。(事務局)
- 事例について自治体名だけでなく、所管課も明記されている方が、ガイドラインを読んだ時に問合せしやすくなる。全ての自治体に許可を得るのは難しいかもしれないが、所管課の記載についても検討してもらいたい。
 - ガイドラインの作成にあたり、紹介文については掲載許可を得ている。アンケートの回答者と事業の所管課が異なるケースもあるので、所管課の記載については対応方針を検討したい。(事務局)
- ガイドラインに載せられる事例は限られると思う。子ども家庭庁のHP等で紹介する場を設けることは可能か。
 - 具体的なプラットフォームは想定していないが、自治体向けに実施している研修の中でも様々な事例を紹介している。昨年度の調査研究や今年度のアンケートの事例以外にも様々な取り組みにトライしている事例があることは承知しているので、調査研究事業以外で把握した事例についても紹介する機会を持ちたいという考えはある。(子ども家庭庁)
- 第2章4「事前に準備する」で「グラウンドルールを決めておきます」とあるが、おとなが決めたルールを子ども・若者が守ることのように読める。続く文章には「時間があれば、子ども・若者がグラウンドルールをつくるワークをすることも考えられます」と書かれているが、そちらの方が伝えるべきことではないか。
 - グラウンドルールに関しては子ども家庭庁の「いけんひろば」での取り組みを基本形として想定して作成した。「いけんひろば」ではどのようにしているのか。(事務局)
 - 基本のルールは子ども家庭庁で用意して、事前説明の際に参加者に話している。「いけんひろば」は1回2時間の単発イベントとして実施しているため、ルール作りに時間をかけることができないという事情がある。ただ、ファシリテーターによってはアイスブレイクの手段のひとつとして、グラウンドルール作りをしているケースがある。(子ども家庭庁)
 - 実施時間の時間制限を考慮すると必ずグラウンドルールを子ども・若者と作る時間を入れるよう記載するのは難しいが、「お互いに確認しよう」というような表現であれば入れやすい。(事務局)
 - グラウンドルールを一緒に作ることは難しいとしても、「参加する子ども・若者に確認する」ということが最低限あると良い。
 - その場でグラウンドルールを確認して足りないか投げかけ、足りない場合は追加できる余地があると良いのではないか。グラウンドルールは頭ごなしに与えられるものではなく、足りないかどうか考える目で子どもたちも見ようになる。
 - 行政で意見表明の場を設けた時にグラウンドルールがあることが望ましいということが意図されていると感じている。行政で案を作成し、参加する子どもや若者に確認するというプロセスになると思う。その流れを示して、必要であれば一緒に作る時間も設ける、としてはどうか。
 - グラウンドルールを確認すると記載すると、入り口に「確認しましょう」と書かれた紙を貼るだけで済ますこと

も想定される。具体例で、参加者が足りないと思うルールを考え、グラウンドルール案に追加してもらうことが明記されると良い。

- 第2章5「企画する」の全国の地方自治体が行っているテーマの例で「成人式の企画・運営」とある。成人が18歳に引き下げられたにも関わらず、対象年代が19～22歳になっていることは違和感がある。名称も「はたちの集い」等に代わっている可能性があるので確認してほしい。同様に、「選挙の啓発」についても投票年齢が18歳に引き下げられているので対象年代が19～22歳なのは誤りではないか。
 - 確認する。(事務局)
- 目次の見出し番号の振り方が統一されていない。
 - 修正する。(事務局)

(2) ガイドライン概要版について ※作成中の文案を確認しながら議論を行った

- ガイドラインの主な読者はこども部局などこどもの意見表明に中心的に取り組む部署だと想像しているが、概要版は他の部署にもこどもの意見を聴く意義を感じてもらえる内容になっていると思う。
- フィードバックのタイミングを事前に告知することをチェックリストに追加してほしい。事前準備で、いつまでにフィードバックするつもりかこども・若者に示されていないと、不信感につながる可能性がある。
- チェック項目が44個あるが、本文の「チェックポイント」には番号が振られていない。使いやすさを考えると本文と概要版の番号が対応していた方が分かりやすい。
 - そもそもチェック項目が44個あると多いように感じる。チェックリストの内容を全て満たしていないとこどもの意見聴取をやれないと感じてしまう恐れもある。チェックリストを示すことで行政職員にとってこどもの意見を聴くハードルが上がってしまうと逆効果である。
 - 「企画する」以降のこどもの意見反映プロセスに直接関わるアクションにリストにチェック項目を絞ることが考えられる。(事務局)
 - チェックリストという言葉自体、全て網羅しなければならないと捉えてしまう。「留意事項」として、本編のどこに対応しているのかを示すインデックスという位置付けにすると読みやすくなると思う。
 - 賛成である。「チェックリスト」とすると全部埋めないと意見反映を進められないように思われがちである。事務局から提案があったように、具体的に実施する際の留意事項を全体の留意事項と分けて記載しても良いと思う。
 - ・ 表を分けるというのは、理解・知識についての表と周知や実施にかかわる表を分けるということか。チェックリストであるからこそ、見落としがちな大事なことに気付く機会になって良いと考えていた。しかし、全部やらなければいけないと感じてかえって意見反映の取組が遅れる恐れがあるのであれば、ハードルが高く受け止められない形の方が望ましい。
 - 自治体でこどもの意見聴取に取り組んでいる立場から見ても、チェックリストを全て埋められる自信がない。やれるところからやってみて、後から振り返って次年度以降より良くしていくために活用する使い方だと使いやすい。
 - リストに番号が振られていることで、全て実施していくかのような印象を与えている可能性がある。番号を振らずに全て“●”にするなど、並列であるような示し方にしてはどうか。
 - 番号を外すことを反映したい。(事務局)
 - 本文では「チェックポイント」という表現になっている。「チェック」と書くと、「チェックしなければいけない」という

印象を受けるので、本文もが概要版も単に「ポイント」としてはどうか。

- ポイントは意見反映プロセスのステップごとに色分けしてはどうか。
 - 意見反映プロセスの全体像を概要版に入れるときは、見開きページの真ん中に配置して、対応するプロセスごとに、どの部分に対応したポイントなのかを矢印でリンクさせると分かりやすくなると思う。
- 意見反映プロセスの全体像では、フィードバックの後、次の企画に繋げることが重要であるためその点が明記されると良い。
- 第3章「声を聴かれにくい子ども・若者を考慮する」に記載するポイントとして、「可哀そうなひとという先入観をもたずに」という表現は具体的に何を想定しているのか。
 - 「支援してあげる」という先入観を持たないでほしいということ在意図したものである。調査研究では、ヤングケアラーから「可哀そうや「あわれみ」という目線で接してほしくない」といった意見があり、それを想定した表現としていた。「属性に対して先入観をもたずに」という表現に改めたい。（事務局）
- 意見反映の数値目標があることを表面に記載する考えについて、子ども基本法で意見聴取が義務付けられていることが書かれていて、さらに国の数値目標が記載されると、自治体の担当者からはやらされてる感を受けるかもしれない。逆に子どもからの意見表明の取組が様々なところで始まっていることを紹介してはどうか。
 - ガイドライン本編で紹介しているグラフの中で、ここで使うイメージをしているものはあるか。（事務局）
 - 子ども・若者は意見表明の意欲を持っていることを示し円グラフはどうか。
 - 賛成である。
 - 参加する意欲がある子どもや若者がいることを行政職員が知ることは意見反映に取り組むモチベーションに繋がると思う。（子ども家庭庁）
 - 一方、声をあげても変わらないと思っている日本人の割合が外国に比べて多いという調査結果もあるので、「意見表明意欲がある」のみでは誤解を与える恐れがある。「意見を言いたいニーズがあっても、言っても無駄だと思われる。そのため、意見を言いたいと思わない子どももいる。」ということも書けないか。
 - ご指摘の点は、ガイドライン本編では「意見を反映する」の章で、意見を伝えたいと思わない理由として形式的な意見聴取を避けるべきだと言及している。そこで示しているグラフを使うということも考えられる。（事務局）
 - ガイドライン本編で「形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」という子ども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまう」と紹介されている。この文言を引用してはどうか。
 - 大事な指摘だと思う。概要版だけでなく、本編でも意見表明の意欲があると示すと同時に、一方では言いたいと思わないと子ども・若者が感じている現状があることを記載してはどうか。
 - ◇ ガイドライン本編について記載位置を移動することも併せて検討したい。（事務局）

3. 今後の予定、その他

事務局から今後の予定について連絡した。

- パブリックコメントの意見を踏まえたガイドラインの修正方針について委員に知らされる機会はあるのか。そのまま修正されるのか。
 - 子ども家庭庁の責任でガイドラインの修正作業を行うが、修正の過程で相談させていただく可能性がある。（子ども家庭庁）
 - 概要版についてはパブリックコメントの対象外であるため、本検討会後に追加の意見があれば事務局にご

連絡いただければ反映する。(事務局)

4. 閉会

以上